

高濃度カリウム製剤の適応外使用に関するお知らせ

実施内容	高濃度カリウム製剤の投与
対象患者	宮崎市郡医師会病院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
承認日	2025年7月24日
実施期間	病院管理委員会の承認後からマニュアル内容見直しの必要が生じるまで
目的・概要	低カリウム血症に対する治療は、できるだけ内服薬でカリウム補充をおこないますが、症状が重篤である場合や内服困難な場合は注射薬を投与します。注射用カリウム製剤はその添付文書に「40mEq/L以下の濃度に希釈して投与する」事が記載されていますが、高度の水分制限が必要な場合や速やかな補正が必要な場合などでは、添付文書より高濃度で使用することがあります。
予想される不利益と対策	<p>カリウム補充により予想より血清カリウム値が上昇する場合があります。そのため、心機能異常、不整脈等を発症するおそれがありますが、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善された場合は、高濃度カリウム製剤の使用は終了します。</p> <p>なお、高濃度で使用する場合は、以下の事項を遵守すると定めています。</p> <ol style="list-style-type: none">① シリンジポンプを用いて、中心静脈カテーテルより投与する② カリウム濃度を500mEq/L以下に希釈する③ 添付文書が定める20mEq/時を遵守し、急速な投与はしない④ モニター管理のできる病棟等で実施する⑤ 必ず心電図モニターを装着し、不整脈がおこらないか確認する⑥ 頻回に血液ガス検査を行い、血液中のカリウム値を測定する <p>なお、添付文書に定める用法用量と異なる治療(適応外使用)により発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外となる可能性があります。</p> <p>本件について同意が得られ得ない場合でも患者自身への日常診療における不利益は一切ありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。</p>
問い合わせ先	宮崎市郡医師会病院各診療科 電話：0985-77-9101(代表) FAX：0985-77-9121